

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
23	施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和	厚生労働省	1～6
14	小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化	厚生労働省	7～12

# 予防接種の実施における説明と同意の取得について

## 現行制度

- 予防接種法に基づく予防接種については、本人に接種を受けるよう努力義務がかけられているが、本人が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対して、接種を受けさせるよう必要な措置を講ずるよう努力義務がかけられている。  
(予防接種法第9条)
- 予防接種法に基づく予防接種を行うに当たり、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。  
(予防接種実施規則第5条の2)
- ここである「保護者」とは、「親権を行う者又は後見人」とされている。  
(予防接種法第2条第7項)

＜参照条文＞

■ 予防接種法（昭和23年法律第68号）

（定義）

第2条（略）

7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

（予防接種を受ける努力義務）

第9条 第5条第1項の規定による予防接種に係るもの又は第6条第1項の規定による予防接種の対象者は、定期の予防接種であってA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（同条第3項に係るものを除く。）を受けるよう努めなければならない。

2 前項の対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であってA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（第六条第三項に係るものを除く。）を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）

（説明と同意の取得）

第5条の2 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

# 提案事項：法定予防接種の保護者同意要件の緩和

## 主な提案の内容

法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。

## 現行制度・検討方針

要望に対して、予防接種の実施における保護者の同意について、現行制度では以下の通り。

対象	現行制度での取扱い
入所児童等で <b>保護者が行方不明により</b> 、保護者と連絡が取れないもの	<b>現行制度上可能</b> <ul style="list-style-type: none"><li>児童福祉法において、入所児童等で親権を行う者は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う</li><li>「親権を行う者又は未成年後見人のない」場合に、行方不明等の場合も含む</li><li>そのため、この場合、施設長等が親権者となり、予防接種の実施に同意可能</li></ul>
入所児童等で <b>保護者の行方は分かるものの</b> 、保護者と連絡が取れないもの	<b>現行制度上不可</b> <ul style="list-style-type: none"><li>児童福祉法において、入所児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについて<u>も、監護、教育及び懲戒に</u>関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができるとは、「監護」とは、児童等に必要な医療をいい、予防接種も含まれる</li><li>一方、<u>予防接種実施規則により保護者（親権を行う者又は後見人）の同意が必要</u>⇒<b>要望を踏まえ、児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制上の対応を含め検討していきたい。</b></li></ul>

※ 虐待を行うなど親権者による児童の養育が不適切であり、また、正当な理由なく予防接種の実施の同意を拒むなどして児童の利益が害されるような場合には、親権停止の対象となり得るため、こうした場合には、児童相談所長が、親権停止宣告の申立と併せて、保全処分を申し立て、親権者の職務執行停止及び職務代行者の選任の手続をとることにより、職務代行者たる児童相談所長の同意により定期の予防接種を受けることは可能である。

料  
資  
考  
参

# 予防接種法の概要(その1)

## 目的

- 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他の必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与する
- 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る

## 予防接種の実施

※下線部は26年10月から実施

- 対象疾病
  - A 類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り）  
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H1b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローウイルス感染症（子宮頸がん予防）、水痘※、痘そう（天然痘） ※
  - B 類疾病（主に個人予防に重点。努力義務無し。接種勧奨無し。）  
インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症※
- ※は政令事項。（なお、現在痘そうの定期接種は実施していない。）
- 定期の予防接種（通常時に行う予防接種）
  - ・実施主体は市町村。費用は市町村負担（経済的理由がある場合を除き、実費徴収が可能。）
- 臨時の予防接種
  - ・まん延予防上緊急の必要があるときに実施。実施主体は都道府県又は市町村。
  - ・努力義務を課す臨時接種と、努力義務を課さない臨時接種（弱毒型インフルエンザ等を想定）がある。

## 予防接種法の概要(その2)

### 計画及び指針の策定

- 厚生労働大臣は、予防接種施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**予防接種基本計画**を策定しなければならない。
- 厚生労働大臣は、特に予防接種を推進する必要がある疾病について、**個別予防接種推進指針**を予防接種基本計画に即して定めなければならない（現在は麻疹、風しん、結核、インフルエンザ）

### 副反応報告制度

- 医療機関等は、予防接種による**副反応を知ったときは、厚生労働大臣※へ報告**。  
※平成26年11月25日から「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年11月27日公布）に基づきPMDAへ報告となる。
- 厚生労働大臣は、報告の状況について審議会に報告し、必要に応じて**予防接種の適正な実施のために必要な措置**を講ずる。
- 副反応報告に係る**情報の整理及び調査は（独）医薬品医療機器総合機構に委託**可能。

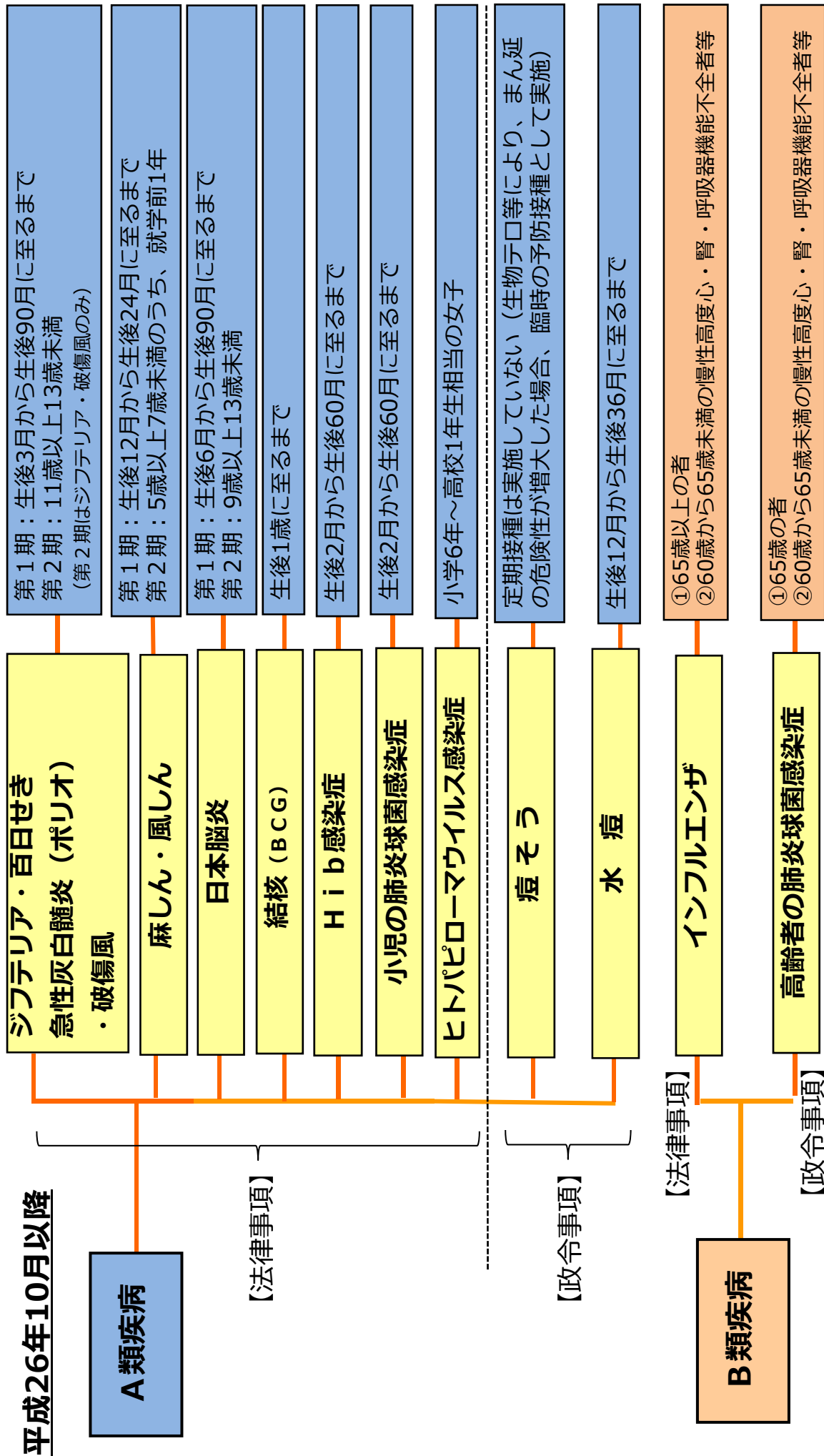
### 健康被害救済制度

- 予防接種により健康被害が生じた場合には、医療費・医療手当、死亡した場合の補償（死亡一時金等）、障害年金等が支払われる。

### 審議会への意見聴取

- 厚生労働大臣は、予防接種施策の立案に当たり、専門的な知見を要する事項について、**厚生科学審議会**の意見を聴かなければならない。  
（例）定期接種の対象年齢・使用ワクチンの決定、予防接種基本計画の策定・変更など  
※ その他、国等の責務規定など所要の規定が存在

# 定期接種の対象者



※ 1 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。  
 ※ 2 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間。一部上限年齢あり）は定期接種の対象。  
 ※ 3 水痘・高齢者の肺炎球菌感染症は平成26年10月から実施予定であり、水痘は平成26年度限り、高齢者の肺炎球菌感染症は平成30年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。